

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月13日

京都市長 門川 大作

京都市規則第67号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第1項各号列記以外の部分中「納入義務者」の右に「(地方自治法(以下「法」という。)第231条の2第6項前段に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)が納入義務者の歳入を納付する場合にあっては、当該指定代理納付者。以下同じ。)」を加える。

第36条の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者の指定)

第36条の2 歳入徴収者は、指定代理納付者を指定しようとするときは、その旨を会計管理者に合議しなければならない。

第41条第3項中「第29条第4項」を「第29条第3項」に改める。

第79条第2項前段中「地方自治法(以下「」及び「」という。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)